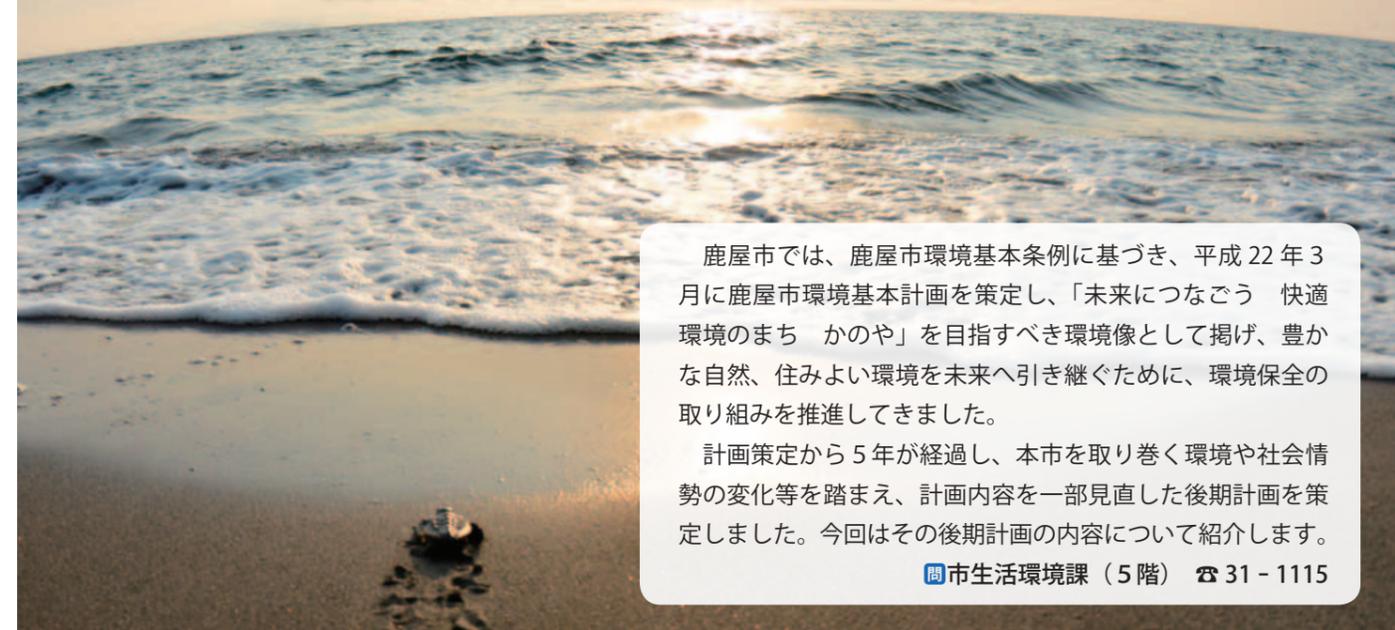


未来につなごう 快適環境のまちかのや

～「鹿屋市環境基本計画(後期計画)」を策定しました～



鹿屋市では、鹿屋市環境基本条例に基づき、平成22年3月に鹿屋市環境基本計画を策定し、「未来につなごう 快適環境のまち かのや」を目指すべき環境像として掲げ、豊かな自然、住みよい環境を未来へ引き継ぐために、環境保全の取り組みを推進してきました。

計画策定から5年が経過し、本市を取り巻く環境や社会情勢の変化等を踏まえ、計画内容を一部見直した後期計画を策定しました。今回はその後期計画の内容について紹介します。

鹿屋市生活環境課 (5階) ☎ 31-1115

取組主体と求められる役割

環境基本計画の推進にあたっては、市全体、すなわち市民・事業者・行政が一丸となり進めていくとともに、それぞれの役割と責務を自覚し、協働して取り組む必要があります。皆様のご協力をお願いします。



「鹿屋市一般廃棄物処理基本計画(中間見直し版)」を策定しました

「鹿屋市環境基本計画(後期計画)」の策定に合わせ、ごみや生活排水の処理に関する基本的方針を定めた「鹿屋市一般廃棄物処理基本計画(中間見直し版)」を策定しました。

「鹿屋市環境基本計画(後期計画)」、「鹿屋市一般廃棄物処理基本計画(中間見直し版)」は、市ホームページで閲覧できます。



5つの基本方針と私たちにできること

基本方針1 地球環境の保全 ～できることから始めよう 地球をまもること～

地球温暖化対策など、私たちにできることから実行し、地球環境への負荷の少ない循環を基調としたまちづくりを進めます。

私たちにできること

- 節電・節水など、省エネルギーの心がけ
- エコドライブの促進
- 照明・給湯・家電製品は、省エネルギー型商品の選択



基本方針2 快適な生活環境の確保 ～住みよいまちづくり～

水・空気・土がきれいであることは、「自然に生きる動物・植物たち」や「私たち人間の生活や経済活動」にとって必要不可欠なものです。私たち一人ひとりが、身近な環境を見直し、より良くする取り組みを進めます。

私たちにできること

- 台所や洗面所からの排水の減量
- 廃食油は排水口に流さずに、紙・布に吸わせて処理又は廃食油回収ポストを利用
- ごみの野外焼却をしない
- 所有地の適正な管理(空き地の雑草除去や空き家の適正管理など)



基本方針3 自然環境の保全 ～豊かな自然をまもり、未来へ～

鹿屋市には「高隈山系などの森林や渓谷」、「ウミガメが上陸する海岸」、「身近に自然とふれあえる里山」など、多くの誇るべき自然があります。これらの貴重な自然環境を守り、未来へと残していく取り組みを進めます。

私たちにできること

- 河川、森林、里山などの清掃・維持管理活動への協力・参加
- ウミガメが産卵する海岸の保護



基本方針4 循環型社会の形成 ～エコ社会を目指して～

ごみの適正処理やリサイクルの推進、エネルギーの有効活用など、環境や家計に優しい循環型社会の実現を推進していきます。

私たちにできること

- ごみ・資源物の分別
- マイバックの持参や、過剰包装は断るなど、包装ごみの減量
- 生ごみの減量と資源化
- ごみの不法投棄やポイ捨てをしない



基本方針5 環境教育の推進 ～環境を知ろう、伝えよう～

環境について理解を深め、情報を共有することにより、市民・事業者・行政の協働と役割分担のもと、環境保全に取り組んでいく協働体制を構築します。

私たちにできること

- 身近な環境に関心を持ち、各種活動・イベントへ参加
- 国や県、市が発信する環境に関する情報の把握(広報、ホームページ、各種講座など)
- 環境家計簿をつける